

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

(第 1 回)

君 津 市 監 査 委 員

目 次

財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の概要

1 監査の対象	1
2 監査の範囲	1
3 監査実施日	1
4 監査の場所	1
5 監査の主眼及び方法	1

第 2 監査の結果

公の施設の指定管理者

特定非営利活動法人ワークスコープ	2
------------------	---

(注) 比率 (%) は、原則として小数点以下第 2 位を四捨五入した。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象 ※()は、所管する部課

公の施設の指定管理者

特定非営利活動法人ワーカーズコープ (経済部 農林整備課)

2 監査の範囲

平成30年度における、公の施設の指定管理者として行った当該施設の管理運営に係る出納及び事務執行並びに所管課での指定管理に係る事務執行状況

3 監査実施日

公の施設の指定管理者 令和元年6月25日

4 監査の場所

監査室及び施設の事務所

5 監査の主眼及び方法

君津市の公の施設を管理している指定管理者に対し、施設管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなどを主眼に置き、監査資料及び関係諸帳簿を調査（補助職員の事前予備調査含む。）するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
(公の施設名: 君津市木のふるさと文化センター)

1 指定管理者

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ

(所在地 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号 池袋ISP タマビル)

2 公の施設の概要

- (1) 名 称 君津市木のふるさと文化センター
- (2) 施設所在地 君津市久留里市場1018番地
- (3) 設置年月日 平成8年7月1日
- (4) 設置の目的 都市生活者が自然の中で森林に親しみ、これに対する理解を深めるとともに、地域の林業の活性化を図ることを目的とする。

(5) 建物の概要

ア. 木造平屋建て

- イ. 敷地面積 2,009㎡
- ウ. 建築面積 418.19㎡
- エ. 延床面積 403.69㎡

(6) 施設の概要

- ア. 体験研修室 85.91㎡
- イ. 展示ホール 37.26㎡
- ウ. 食堂 82.81㎡
- エ. 事務室 18.63㎡
- オ. 男子便所 16.22㎡
- カ. 女子便所 20.49㎡
- キ. その他 142.37㎡
- ク. 製炭釜(2基) 33.12㎡
- ケ. 設備(電気設備、空調設備、給排水設備、衛生設備、自動ドア設備)
- コ. 備品(展示ケース、時計、ビデオ、テレビ、電気サンダー、電気ドリル、台車、金庫、ロッカー、事務用椅子、鉄製書庫、案内板、掃除機、焼却炉等)

(7) 施設の開館時間等

- ア. 開館時間 午前9時から午後5時まで
- イ. 休館日 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
12月28日から翌年の1月4日まで

3 管理運営に関する協定

基本協定 君津市森林体験交流センター(君津市木のふるさと文化センター)の
管理及び運営に関する基本協定

指定期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日

年度協定 君津市森林体験交流センター（君津市木のふるさと文化センター）の
 管理及び運営に関する年度協定
 協定期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

4 指定管理者が行う業務(君津市森林体験交流センター(君津市木のふるさと文化センター)管理業務仕様書より)

- (1) 体験交流センターの使用の許可
- (2) 体験交流センターの使用の不許可
- (3) 体験交流センターの使用の許可の取消し
- (4) 使用料の徴収等
- (5) 使用料の減免
- (6) その他の収入
- (7) 口座の管理
- (8) 施設全般の管理運営
- (9) 施設の建物及び設備の維持管理
- (10) 業務遂行の記録等
- (11) アンケートの実施
- (12) 事業計画書の作成及び提出
- (13) 収支計画書の作成及び提出
- (14) 事業報告書の作成及び提出

5 人員の配置等（平成31年4月1日現在）

常勤（館長） 1人
 非常勤 3人

6 管理業務費用 4,266,000 円（平成30年度） 4,290,000 円（平成31年度）

7 事業実績（平成30年度事業報告書より）

(1) 各月ごとの事業活動報告（センター事業を記載）

4月			5月		
29日	夢広場	45人	27日	夢広場	50人
6月			7月		
24日	夢広場	50人	29日	夢広場	30人
8月			9月		
23～25日	森の木工体験	10人	30日	夢広場	15人
26日	夢広場	30人			
10月			11月		
28日	夢広場	40人	5日	炭焼き体験	6人
			25日	夢広場	40人

12月			1月		
16日	リース作り	3人	20日	ストラップ体験	6人
23日	炭焼き体験	6人	27日	夢広場	20人
2月			3月		
20日	ストラップ体験	6人	10日	ストラップ体験	3人
27日	夢広場	20人	16日	ドライフラワー体験	7人
			24日	ストラップ体験	2人
			31日	夢広場	50人

(2) 体験研修室利用状況（団体利用）

利用目的	利用日	人数	利用目的	利用日	人数
上総木工交流会	4月21日	20人	久留里甲冑会	4月3日	8人
	5月19日	20人		4月7日	9人
	6月16日	18人		5月15日	5人
	7月21日	20人		6月5日	8人
	8月18日	20人		6月19日	11人
	9月15日	20人		7月3日	20人
	10月20日	20人		7月12日	11人
	11月17日	18人		8月7日	14人
	12月15日	20人		9月6日	5人
	1月19日	20人		10月2日	7人
	2月16日	20人		10月16日	6人
	3月16日	20人		11月6日	9人
合計		236人		12月4日	4人
				2月5日	5人
				2月19日	3人
				3月5日	8人
				3月19日	4人
			合計		137人

(3) 体験研修室利用状況（個人利用）

利用目的	利用日	人数
木工作業	4月13日	3人
木工作業	4月15日	2人
木工作業	4月18日	2人
ウォーキング研修	7月11日	21人
昼食利用	11月3日	47人
木工作業	12月23日	2人
合計		77人

8 平成30年度君津市森林体験交流センター収支報告

収入

(単位：円)

管理委託料	君津市より	4,266,000
	自主事業収入・売上	40,305
法人からの補填		586,872
合計		4,893,177

支出

(単位：円)

賃金	給与	3,022,116	3,129,301
	通勤費	107,185	
光熱費	電気費	686,927	798,577
	水道費	111,650	
通信費	電話・FAX・切手等		120,017
外部委託費 設備費	浄化槽管理	302,360	548,816
	警備・AED 業務	195,696	
	消防設備点検	18,360	
	自動ドア保守点検	32,400	
研修費			44,960
消耗品費	事務用品・消耗品・ごみ袋等		251,506
合計			4,893,177

収入金額 4,893,177 円 － 支出金額 4,893,177 円 ＝ 収支差額 0 円

指定管理業務に係る主な収入は、市からの指定管理に係る年度協定に基づく受託事業収入である。

支出の主なものは、君津市木のふるさと文化センター管理業務に係る賃金が 312 万 9,301 円 (64.0%)、光熱費が 79 万 8,577 円 (16.3%)、外部委託費等が 54 万 8,816 円 (11.2%) である。

監査の結果

公の施設の管理運営業務に係る出納及びその他の事務の処理状況について、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。特に、一部において協定書の定めと異なる処理を行うなどの事例がみられた点については、強く改善を求めるものである。

監査の意見

業務内容については仕様書に定めがあり、その中で、口座の管理について法人等が他の業務で利用する口座とは別の口座で管理することとなっているが、指定管理者となっている法人本体の口座に管理業務に係る経費が入金されているため、管理業務に係る経費のその後の流れ、特に人件費の積算について不明瞭となっている。また、領収書類の保管も他事業と仕分けされておらず、確認作業に苦慮する状態となっている。

そのため、所管課に提出された事業報告書において、収支報告書の内容に不自然な点が発生しており改善が必要である。

次に、指定管理業務の一部である食堂の管理については、申請により使用料の減免を行っているが、減免理由に関する検証を所管課が十分に行っておらず根拠が乏しいため、減免に関する明確な基準を定められたい。また、食堂部分の経営面に関しては、本来指定管理業務とは別であるが、同法人が食堂業務も引き受けたため、人事面及び経費面で明確な線引きができていないよう感じられる。こうした状況が、先に述べた収支報告書の違和感に繋がっているため、事業内容を精査し明確な運営を目指してもらいたい。

そして、事業及び収支計画書とは、ある程度の根拠をもって作成されるべきものであるが、30年度の報告書は計画書と大きく相違しており、これでは指定管理者の募集にあたり選定されなかった事業者に対して説明ができない。

他にも軽微な指摘事項が見られたが、これらは指定管理者のみの責任ではなく、所管課及び指定管理者制度担当課のチェック機能が働いていないことも原因の一部と言えるため、それぞれが責任を持って業務にあたってもらいたい。

(むすび)

木のふるさと文化センターは、都市生活者が自然の中で森林に親しみ、これに対する理解を深めるとともに、地域の林業の活性化を図ることを目的として設置された施設である。

指定管理者が自主事業を積極的に実施している点は評価できるが、自主事業の内容が本施設の設置目的とは離れた、法人本来の業務に利用されている事が多い状況である。今後の課題として、設置から23年が経過した本施設をどのように活用していくのか検討されたい。